

平成 30 年 12 月 20 日

各介護サービス事業所 管理者 様

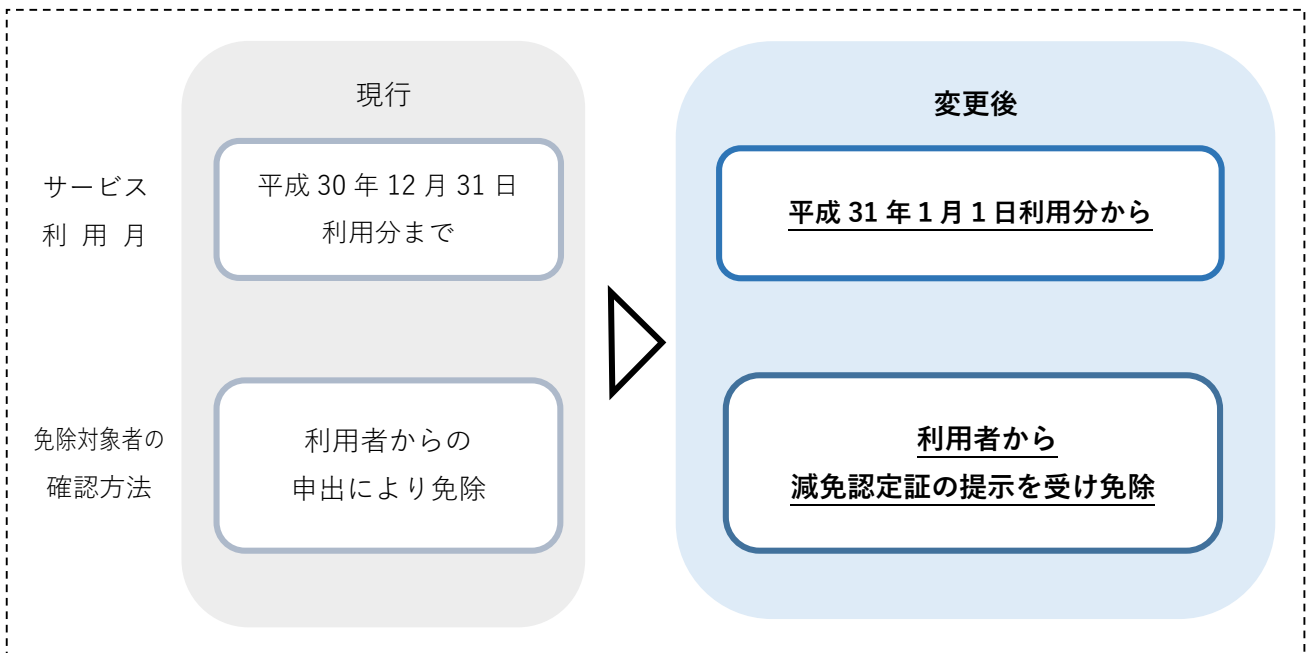
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 5）

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料（平成 30 年 7 月利用分から同年 12 月利用分まで）については、利用者からの申し立てにより国保連等へ 10 割を請求できることとしていますが、その免除の対象期間を、**平成 31 年 2 月利用分まで延長**いたします。

なお、広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長通知「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 4）」でもお知らせしているとおり、平成 30 年 12 月 31 日までの利用分は、従前どおり、利用者からの申し立てがあれば国保連等へ 10 割を請求できますが、**平成 31 年 1 月 1 日以降の利用分については、利用者が提示する「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」（以下、「減免認定証」といいます。）により、免除対象者であることを確認のうえ、国保連等へ 10 割を請求いただくこととなります。**詳細については裏面「平成 31 年 1 月利用分以降の免除の取扱いについて」を御確認ください。

なお、減免認定証の発行にあたっては、区役所への申請手続きが必要となります。本市では、平成 30 年 10 月利用分までに免除実績のある方に対して、減免認定証の申請手続きの御案内を行っていますが（別紙参照）、各介護サービス事業所におかれましても、まだ申請手続きが行われていない方や新たに免除対象となる方がいらっしゃいましたら、申請手続き等について御支援・御配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。



問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax:082-504-2136

Mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp

（裏面も御確認ください）

平成31年1月利用分以降の免除の取扱いについて

1 免除の対象者

平成30年7月豪雨災害により被災された方で、次に掲げる要件を満たす本市被保険者のうち、減免認定証の発行を受けた方。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2 減免認定証の申請手続き

(1) 受付開始

平成30年12月20日(木)から

※ 申請から減免認定証の発行までに一定の時間を要しますので、お早めに申請いただくよう、対象者への支援をお願いします。

(2) 申請先

区役所健康長寿課介護保険係(東区は福祉課高齢介護係)

※ 避難されている場合は、最寄の区でも受付可能です。

(3) 申請に必要なもの

- ・介護保険利用者負担額免除申請書(様式は本市HPに掲載しています。)
 - ・印鑑(認印)
 - ・介護保険被保険者証
 - ・マイナンバー通知カードなど、個人番号のわかるもの
 - ・り災証明書など、免除を受けようとする理由を証明する書類 ※
- ※ 介護保険料の減免手続きのため既に提出している場合は、不要です。

3 減免認定証の有効期間

平成30年7月1日(日)から平成31年2月28日(木)まで

※ 平成31年3月以降の取扱いについては、現在未定です。詳細が決まり次第、本市HP等でお知らせします。

※ 平成30年7月1日以降に要介護・要支援認定等を受けた場合は、認定有効期間の開始日が減免認定証の有効期間開始日となります。

4 その他

- ・免除対象者には、減免認定証(若草色)を発行します。利用者から減免認定証の提示があれば、介護サービス利用料を含めて10割を国保連へ請求してください。
- ・2(1)に記載のとおり、減免認定証が利用者の手元に届くまでに、一定の期間を要しますので、事業所におかれましては、平成31年1月利用分に係る減免認定証の確認時期については柔軟に対応いただくなど、利用者への御配慮をお願いします。